

情報通信審議会 情報通信政策部会

通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会（第18回）議事録

1 日 時 平成21年6月9日（火）17:00～18:45

2 場 所 第1特別会議室（総務省8階）

3 出席者

(1) 委員（敬称略）

長谷部 恭男（主査）、村井 純（主査代理）、伊東 晋、清原 慶子、新美 育文、村上 輝康、根岸 哲、大谷 和子、岡田 仁志、木村 忠正、國領 二郎、菅谷 実、多賀谷 一照、長田 三紀、中村 伊知哉、舟田 正之、山本 隆司

(2) 総務省

鈴木総務審議官、山川情報流通行政局長、桜井総合通信基盤局長、戸塚政策統括官、田中官房総括審議官、河内官房総括審議官、谷情報通信国際戦略局次長、久保田官房審議官、武内電気通信事業部長、吉田電波部長、吉田放送政策課長、谷脇情報通信政策課長、秋本融合戦略企画官

4 議題、調査・検討の内容等

(1) 開会

【長谷部主査】 定刻となりましたので、ただいまから情報通信審議会情報通信政策部会「通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会（第18回）」を開催させていただきます。

本日は、取りまとめの方向性（案）に関する関係者の方々からのヒアリング、これを実施したいと存じます。

本日のヒアリングですが、ソフトバンクグループ、社団法人衛星放送協会、スカパーJ S A T株式会社、社団法人日本ケーブルテレビ連盟、社団法人日本民間放送連盟の方々にお越しいたいております。

それでは早速、議事の進行に入らせていただきますが、まず事務局より、本日の資料の確認をお願いいたします。

【秋本融合戦略企画官】 それでは、お手元の資料の確認をさせていただきます。

議事次第第1枚もの後、資料1といたしまして前回の委員会の議事概要がございます。

資料2といたしまして、ソフトバンクグループ様からの資料、こちらが9ページまでございます。

資料3といたしまして、社団法人衛星放送協会様の資料、こちらが6ページまでございます。

資料4といたしまして、スカパーJ S A T株式会社様の資料、こちら8ページまでございます。

資料5といたしまして、社団法人日本ケーブルテレビ連盟様の資料、こちらが8ページまでござ

ざいます。

資料6といたしまして、社団法人日本民間放送連盟様からの資料、こちらが4ページまでございます。

資料7といたしまして、今後のスケジュール（案）、これが1枚ものでございます。

参考資料1といたしまして、前回の当委員会に提出させていただきました取りまとめの方向性（案）をお付けしてございます。

参考資料2は、昨年12月にお取りまとめいただきました検討アジェンダ。

参考資料3といたしまして、昨年6月に取りまとめさせていただきました中間論点整理をお付けしてございます。

過不足等ございましたら、事務局までお申し付けいただきたいと思いますと存じます。

(2) 取りまとめの方向性（案）に関する関係者からのヒアリング

【長谷部主査】 よろしゅうございますでしょうか。

それでは早速、ヒアリングに入ってまいりたいと存じます。

まず、ヒアリングの進め方ですが、まずご説明者の方から5分～10分程度、資料に基づいてご意見をちょうだいしたいと存じます。その後、説明者の方と委員の方々と、やはり5分～10分程度、意見交換をお願いしたいと考えております。

なお、配付資料と議事録、これは後日公表する予定でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、本日最初にご説明をお願いしている方をご紹介します。ソフトバンクテレコム株式会社専務取締役専務執行役員兼CTO技術統括研究本部本部長兼渉外部担当、ソフトバンクモバイル株式会社常務執行役員渉外部本部長、ソフトバンクBB株式会社常務執行役員渉外本部長の弓削哲也様から、ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社及びソフトバンクBB株式会社の3社を代表して、ご意見を伺います。よろしくお願ひ申し上げます。

ア ソフトバンクテレコム株式会社、ソフトバンクモバイル株式会社及びソフトバンクBB株式会社

【弓削専務取締役】 どうもいつも長いタイトルで申しわけございません。ソフトバンクグループの渉外を担当しております弓削と申します。本日は、こういった意見陳述の機会をいただきまして、まことにありがとうございます。

私どもといたしましては、今回示されました取りまとめに対しまして、基本的には賛同するという立場から、幾つかのお願いですとかコメントを差し上げたいと思っております。

資料2に沿ってご説明申し上げますが、1枚めくるといふか、裏のほうを見ていただいて、今回の整理の中で幾つかの方向が示されていると思っておりますが、一つには、1ページの左側のほうにございますけれども、無線局について、通信・放送両用といった形で開設することができるという点。それから、割当済みの周波数について、ここでは放送用と書いてありますけれども、必

ずしもそうではないと思いますが、用途変更が後でできるといった点、こういったところは非常にフレキシブルに無線局が開設できるという点で、私どもとしてもいい方向ではないかと思っております。いろいろな法環境ですとか環境整備をしていただいて、早期に実用化できることを希望したいと思います。

それからもう一つ、2ページ目でございますけれども、無線局にかかわる手続ということで、私ども今5万5,000局とか、無線局、基地局を持っておりますけれども、そういったところを包括免許化ということで、基地局の開設手続を簡素化していただけると、ビジネス上は非常にやりやすくなるということでございます。

それから、今後、データ通信等をはじめとして、例えば、携帯電話の通信容量も10倍とか100倍とか言われますけれども、非常に大きなものが必要になってくるということで、周波数をいかに有効利用していくかが重要になると思いますので、ホワイトスペースとここには書いてございますけれども、未使用の時間帯域ですとか未使用の地域、そういったところを有効に活用できるような技術面ですとか法令面とか、そういったものを整備していただくと非常にありがたいと思っております。これもできるだけ早く実現できればと思っております。

一方、こういったことを、今回の整理の中でレイヤーごとということで、3ページでございますけれども、水平分離のような形で考えてはどうかということで、この方向自体については賛同しているわけですが、業種ですとかレイヤーを超えて、統合ですとか連携、事業拡大が加速していく、これが活性化につながるというのが趣旨だと思いますが、それについては、私ども例えば、携帯電話で3位といった立場から申し上げさせていただきますと、4ページのように、公正競争の条件の確保が必要ではないかということでございまして、例えば、伝送のレイヤーでドミナントな事業者さん、ここに例えばつながっているお客様は、コンテンツに対しては、このコンテンツしか見られないとか、そういうふうにはコンテンツレイヤーに対してこの伝送設備の支配力を及ぼすことができる。

これは、また逆の意味でのコンテンツサイドでのドミナントの事業者さんがいらっちゃって、その方が伝送のほうまで入ってくれば、自分のところのアクセス回線を使わないと、これは見られませんといった形でできるということで、いずれにしても、垂直的な兼営では、ドミナントの方がやられると非常に大きな影響力を持つのではないかと懸念をしているところでございます。

5ページ目でございますけれども、レイヤー間の公正競争条件の確保ということで、今申し上げましたこととも関係しますけれども、例えば、別会社であったとしても、コンテンツ側のドミナント事業者、伝送設備側のドミナント事業者が排他的な連携をされると、実質的にこれは同じような効果を生むということで、他の事業者を排除することにつながるのではないかと懸念をしております。

6ページ目でございますけれども、こういったことを防止するためには、連携がもし行われるのであれば、伝送設備側について言えばアクセスの分離といったようなこと、コンテンツサイドで言えばコンテンツの公平な供給といった、こういう実質的な競争条件の担保が必要ではないかと思っております。

この点につきまして、7ページでございますけれども、去年の12月に示していただきました検討アジェンダの中では、レイヤー間の規律ということで記載があったのですが、今回示していただいている取りまとめの方向性（案）を私どもが読みました限りでは、記載がございませんでしたので、この辺についてもご検討いただければと思っておりますのでございます。

8ページ目でございますけれども、こういったいろいろな条件整備ができて、市場を拡大していくために、こういった整理がさらに必要かということで、これは難しい話だとは思いますが、著作権法を含めての包括的な整理がさらに必要なのではないかと、いろいろな視聴形態が当然今回の整理で出てくると理解しておりますので、それについて新しい法制、新しい著作権法といったものを整理する場が必要ではないかと思っております。

例えば、著作権法の上では、IPマルチキャスト放送が有線放送に該当しないということで、著作権上の扱いがかなり難しくなっている。今後そのようなケースが出てくるのではないかと懸念しているところであります。

あと、自由なビジネスモデルを実現するような法体系ですとか行政の施策を継続していただきたいということ。それから、技術革新ですとかビジネスの発展を阻害しないように、技術基準をあまりかたくすると、一つの技術に固定されてしまうこともありますので、こういったことも含めて、広く市場の拡大ができるようにご指導いただければと思っております。

9ページ目、まとめでございますけれども、全体としての市場拡大が期待されていて、私どもとしても非常に期待をしておりますけれども、レイヤー間の公正競争条件の確保ですとか著作権法を含めての包括的な整理が必要ではないかというのが、私どもの意見でございます。

以上でございます。

【長谷部主査】 どうもありがとうございました。

それでは、意見交換に移りたいと存じますが、弓削様、本日は所用により18時10分ごろに中途退席されるということですので、ご質問等ございましたら、ぜひこの機会にお願いいたします。意見交換のほう、よろしくお願ひ申し上げます。

村上委員、お願ひいたします。

【村上委員】 建設的なご意見どうもありがとうございます。4ページから6ページまでの整理、我々の頭の整理にもなる貴重なものをいただきました。どうもありがとうございます。

この中で、コンテンツのドミナント事業者という形で想定されているものは、具体的なイメージとしてはどんなものを考えればいいのでしょうか。先ほどアクセス回線における公正競争条件というご発言がありましたが、コンテンツから下りてくるほうですね、これはどんなプレイヤーを想定すればよろしいのでしょうか。

【弓削専務取締役】 なかなか厳しい質問で、即答しにくいのですが、コンテンツをいっぱい持っておられるところで、このケースでいえば、やはり下のほうのレイヤーと連携をしたりとか一緒にやりたいといったウィルをお持ちのところがあれば、そういったところが該当すると思っております。具体的には申し上げにくいところもございますので、すいません。

【長谷部主査】 よろしゅうございますか。ほかにはいかがでございましょうか。

取りまとめの方向性(案)の中から公正条件確保についての記述がなくなっているというのは、それは秋本さんは何か弁明をしておく必要はないですか。

【秋本融合戦略企画官】 ソフトバンクグループ様の資料で申しますと7ページで、取りまとめの方向性(案)では記載がないというご指摘をいただいておりますが、レイヤー間の規律という見出しではございませんけれども、参考資料1の19ページをお開きいただきたいと思います。

19ページの「6. 紛争処理機能の拡大」の2つ目の「○」でございます。電気通信事業紛争処理委員会の紛争処理機能につきまして、例えばということで、コンテンツプロバイダと電気通信事業者の間の紛争へと対象を拡大するという記述を置かせていただいております。

この記述がソフトバンクグループ様の資料7ページの左側に挙げていただいております、昨年12月の検討アジェンダ、6.の(2)の最終の2行でございます。「特に、設備を持つコンテンツ業者と設備を持たないコンテンツ業者との間の公正競争の確保について検討する」という部分につきまして、先週の取りまとめの方向性の(案)では、この紛争処理機能の拡大のところに記述を置かせていただいているというものでございます。

【長谷部主査】 とりあえずはそういうことなのですが、いかがでございましょうか。

【弓削専務取締役】 私ども、ここに記述してあるのは認識してはいたのですが、紛争処理というと、何か紛争が起きてからの処理の話ですので、全体の考え方としての公正競争条件の確保といったものを何かお考えいただくと、大変ありがたいという勝手な意見でございます。

【村井主査代理】 村上委員のご質問の趣旨は、今、弓削さんにご説明いただいた話とは少し異なるように思います。私は弓削さんとは直接お話ししていませんが、私の解釈では、例えば、コンテンツを多数保有している某グローバル検索会社のようなところがあり、そうした企業が今後、伝送路の保有やストレージの保有などを進めていく可能性がある。

そのような場合に、ドミナントとはどのような意味を持つのかという議論が日本以外でも起こっています。村上委員はそのようなお話をしていたのではないかと思います。

【村上委員】 その有線系のアクセス網に対する公正競争条件という意味です。

【村井主査代理】 そのようなお話ですと、無線も有線も同様の検討が必要になって参ります。現在は日本以外で議論になっていることですが、そのような可能性についても少し考慮に入れる必要があるのではないかとということですね。

【長谷部主査】 そういうことで大体よろしいですか。

【弓削専務取締役】 すいません、そこまであまり考えていなかったのですが。

【村井主査代理】 コンテンツ事業者と考えられている事業者がインフラ系の事業に支配的に進出するというモデルです。

【村上委員】 わかりました。

【長谷部主査】 多賀谷委員、お願いします。

【多賀谷専門委員】 今のお二人の話を聞いていておもしろかったですけれども、そもそも弓削さんがドミナント事業者というものをお出しになりながら、村上委員の見解に対して、何がドミナントかを即答できなかつたのは、現実には、コンテンツ部門についてドミナント業者は、法

体系委員会の中では明確には存在していないということの表れ以外の何物でもないと思います。

ある種の通信サービスを提供する者が、そう言いかえて、支配的になり得るわけです。しかし、そもそも通信サービスは、この法体系委員会では、それはコンテンツの対象外という形に取り扱われているわけです。したがって、もしレイヤー間のお話をそこまで及ぼすことがご希望だったら、それは既存の仕組み、去年メディアサービスをそこに限定したことから立ち返らなければいけないので、そこはまだちょっと無理だろうという、そういう意見を持っています。

【長谷部主査】 どうもありがとうございました。ほかにはいかがでございましょうか。

そういたしましたら、そろそろ予定された時間になっておりますので、ソフトバンクグループ様との意見交換、このあたりにしたいと思います。本日はお忙しい中ご参加いただきまして、まことにありがとうございました。

それでは、2番目にご説明をお願いしております方をご紹介します。社団法人衛星放送協会専務理事、林尚樹様です。よろしくお申し上げます。

イ 社団法人衛星放送協会

【林専務理事】 ご紹介いただきました林でございます。本日は、昨年の委員会に引き続いて発言の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

資料に沿ってお話をさせていただきたいと思います。最初に2ページでございますけれども、最初に取りまとめの方向性(案)で言いますと、「法体系見直しの必要性」という項がございますが、私ども、見直しに当たっての視点及び目的については基本的には賛成します。

前回の陳述では、プラットフォームというレイヤーを立ててほしいと申し上げたと記憶しているのでございますけれども、これはコンテンツレイヤーで扱うということが後段で書かれていますので、そういう前提で賛同いたします。

もう一つ、今回著作権法に関しては特に何も触れられていないわけですが、これに関しましては関連する法律を同様に見直していただきたいと考えます。放送関係としては同じ規律であっても、著作権で差がついたのでは、先ほど弓削さんも触れられたと思うのですが、結局サービスとして十分に競合できないケースも考えられますので、あえて申し上げる次第です。

次に、伝送設備規律を飛ばしまして、伝送サービス規律でございますけれども、3ページでございます。受託放送役務に係る規律に関しまして、現在、BS及びCSともに受託放送事業者はそれぞれ1社、すなわち独占事業となっております。そういう関係から、規律の検討については、その点にも留意をしていただきたいと考える次第です。

次に4ページでございますが、コンテンツ規律でございます。最初のメディアサービスの範囲につきましては、従来の放送の範囲にとどめることについて賛成をいたします。

それから、(3)のメディアサービスに関する具体的規律という中で、最初に放送普及基本計画の対象を、地上波について私どもはあえて言うことではないのですが、特別衛星放送を対象として一般衛星放送を対象外とすることについて賛成をいたします。視聴可能な世帯数とか帯域の余裕を考慮して、これが妥当ではないかと考えます。

次に、また受託放送事業者にかかわることですけれども、これが放送事業者となることについて、そういう方向性が示唆されていると思うわけですが、CSでは受託放送事業者がプラットフォームも兼業しているという、受託放送、プラットフォームともに独占事業となっている状況から、放送事業もあわせて行う場合は、公平性の観点から慎重にご検討をお願いしたいと思います。

次に、番組規律でございますけれども、番組ごとに種別や放送時間の公表を求めることが記述されています。この考え方は、総合編成のチャンネルについては理解できますが、専門チャンネルの場合、この公表はどのような意味を持つのか、よく理解できません。

もともと専門チャンネルの場合は、ジャンルそのものが明記されています。例えば、昨今いろいろと話題になるショッピングチャンネルは、基本的に24時間ショッピングをやっているということでございまして、また有料チャンネルの場合は、放送の中身によって加入者を募って、中身が期待に反するものであれば、また解約という事態が待っているという中で、もうひとつ公表を求めることの必要性が十分には理解できないわけです。

もう一つ、この件に関しますと、種別の定義あるいは判断をだれが行うのか、これも非常に重要なポイントではないかと思えます。判断は各事業者が行うことでいいと思うのですけれども、定義についてはかなりしっかりとしたものがなければ、それぞれが公表すること自体にあまり意味がなくなるのではないかという気もいたします。

また、時間についても、かなり柔軟なものでなければ、編集の柔軟性に影響を与えてくることにも留意しなければいけないのではないかと感じます。

次に5ページをご覧いただきたいと思えます。プラットフォームの規律と紛争処理機能の拡大を同じところで話をしようと考えまして、こういう書き方をいたしました。

現在、衛星放送でいいますと、DTHの場合には、有料放送管理事業にかかわる対視聴者に関する規律が、法律で定められています。もう一つ、放送事業者とプラットフォーム間、事業者間の規律については法律ではなく自主的なガイドラインに沿って行われているというのが実情でございます。

それから次にケーブルテレビですが、ケーブルテレビという中にはIPTVも含めてお考えいただきたいと思えます。どちらの事業も放送事業者の再送信同意書の発行の下に放送が行われているわけですけれども、放送の内容そのものについては、視聴者との契約はないにもかかわらず、放送事業者側、ケーブルテレビ放送に関して言うと、番供のほうが責任を持つ形で行われているということでございます。

そういったことをいろいろと考えますと、やはりプラットフォームという位置づけをすべきではないかと。逆に言うと、ケーブルテレビとかIPTVは、プラットフォーム機能をあわせ持つ垂直統合型放送事業、伝送設備に関しては役務もありますから、必ずしもすべての事業者がということではありませんけれども、そういう事業だと思えます。

これらの事業者と番供との関係はどうなっているかを見ますと、ケーブルテレビ事業者が非常に優越的な地位を占めていることは、改めて私から申し上げることもないと思えます。この背

景は、ケーブルテレビ側の配信可能な番組数に比べて、配信を希望する番組数が圧倒的に多いこと及びケーブルテレビ事業者のほうに編成権があるということです。ここに書いてあるとおり、選ぶ立場と選ばれる立場という関係の中で、そういう関係ができてくるわけです。

それともう一つ、ここで言う特殊な契約というのは、ケーブルテレビ事業者の申告に依存した支払額と書いてありますが、通常のケーブルテレビ事業者と番供との契約は、単価を決めて、これに視聴世帯数とかS T B台数を掛けて支払額を決めるわけですが、例えば、視聴世帯数はケーブルテレビ事業者が申告した数字に基づいて行う形になっています。ある意味で言うと、100%信頼関係の下に行われている契約なわけでございます。最近生じたことなのですが、あるケーブル局で10年以上にわたって、実際の視聴世帯数よりも低い世帯数が報告されていたという事態がありました。これまでも何件かそういうことが報道された事例もあるわけです。

そういうことから、6ページに書いてあるように、透明性の確保ということで、視聴世帯数やS T B台数の公表であるとか、あるいは業界標準の確立をして、そういうことによって良好な関係を結びたいと考えているわけです。

業界標準の確立はいろいろあると思うのですが、例えば、その一つが課金対象で、先ほど申し上げたとおり、ケーブルテレビ事業者と番供との契約は、S T B台数のときもあれば、また視聴世帯数のときもあるわけでございますけれども、多くの場合は視聴世帯数になっています。

一方で、多くの場合、ケーブルテレビ事業者は、例えば、同じ世帯で複数台目のS T Bに対しても、値引き等はありませんけれども、やはり課金をしています。言い換えれば、視聴者には課金するけれども、それは番供には還元しないケースがまま見られるわけでございます。これは必ずしも契約違反というわけではなくて、やはり先ほど申し上げたような力関係の中で、番供はそういう契約のある意味で強いられているところがあるわけです。

それで、紛争処理機能のところ、電気通信事業紛争処理委員会の機能を拡大して、こうした問題が解決できるかという、かなりそういうプラットフォーム部分についての規律が法律で書かれなければ、なかなか難しいし、例えばD T Hの場合も、今はその分は法律ではなく自主的ガイドラインによっています。こういうことから、自主的ガイドラインのほうが現実的な方向なのかなというのが私どもの考えるところです。

時間でございますので、この辺で私どもの陳述を終わらせていただきます。

【長谷部主査】 どうもありがとうございました。それでは、意見交換に移りたいと存じますが、林様、本日所用で18時ごろに退席されるということですので、ご質問等ございましたら、ぜひこの機会にお願いをいたします。いかがでございましょうか。

【村井主査代理】 今ご説明いただいた内容について1点ご質問があります。S T Bが増えると、番組の契約は増えると思っていたのですが、そうではないのですか。

【林専務理事】 必ずしもそうではないと今申し上げております。これはホームページでわかることですが、視聴者に対しては割引等をしながら課金することがかなり一般的に行われているわけですが、対番供に対しては必ずしもそうならないことを申し上げ

ました。

【長谷部主査】 ほかにはいかがでございましょうか。

【新美委員】 最後におっしゃったところについてお伺いします。紛争処理機能に関して、紛争処理委員会というよりもガイドラインの策定で対応した方がいいということですが、ガイドラインはある意味でルールの特明確化だと思います。ルールを明確化してもなおかつ紛争は起きてくると思いますが、そのときに紛争処理機関は必要ないというご趣旨でしょうか。

【林専務理事】 それをこういう今の紛争処理委員会のような形で提訴していくこと自体が、なかなか難しい環境にあると私どもは考えておまして、例えばDTHの場合、現在、スカパーさんとの間ではガイドラインがありますが、さらにプラットフォームガイドラインに関する委員会をつくりまして、プラットフォーム側、及び放送事業者、それに有識者も加えて、3箇月に1回ぐらい定期的に会合を開いて、いろいろな問題点はないかと検討しているわけです。

そこでぱっと事業者のほうから、現実の問題に対して問題提起、提訴していくということがなかなか難しそうな感じがするわけですが、ただ、それでもそれがまた紛争処理委員会となりましたら、さらに難しくなるのではないかという気もいたします。

【新美委員】 そうしますと、業界で自主的な紛争解決システムは持っているということでしょうか。

【林専務理事】 いや、現在持っていないので、これから作りたいということです。

【新美委員】 有識者などを入れて調整するのは、ある意味では和解のための手続があるというような理解でいいのでしょうか。

【林専務理事】 それは今DTHのほうではできていますが、ケーブルテレビとは何もなく、検討するところにも至っていないので、何とかそういうことについて議論させてほしい、議論したいということを、今こちらにお座りのケーブルテレビ連盟のほうにも申し入れをさせていただいているということでございます。

【新美委員】 わかりました。

【長谷部主査】 國領委員、お願いします。

【國領専門委員】 4ページの(3)の②ですけれども、この「慎重な検討」ということが何を意味しているかをお伺いしたくて、だからだめだと言っているのか、何か運用上のルールが必要だとおっしゃっているのか。

【林専務理事】 運用上のルールということだと思います。

【長谷部主査】 菅谷委員、お願いします。

【菅谷専門委員】 私も今のところ疑問に思っていたのですが、これは「専門放送にも求める理由は何か」と書かれているのですが、今の③の。

【林専務理事】 今は②だったのですが。

【國領専門委員】 私の質問は②だったのです。

【菅谷専門委員】 ごめんなさい、②ですか。

【長谷部主査】 どうしましょう。國領委員はもうよろしいですか。

【國領専門委員】 はい。

【長谷部主査】 では、新しい論点ということで菅谷委員お願いします。

【菅谷専門委員】 すいません、私は③だったのですけれども、③の「放送時間の公表については、慎重な検討が必要と考えます」で、「専門放送にも求める理由は何か」と書かれているのですけれども、この専門放送というのは、取りまとめの方向性（案）の中にある基本計画の対象である放送と基本計画の対象でない放送がありますよね。15ページにあるのですけれども。

【林専務理事】 15ページにはアとイがございます。このうちイが専門放送のことをおっしゃっておられると思うのですが。

【菅谷専門委員】 基本計画の対象である放送は、たしか特別衛星放送という名前でしたっけ。

【林専務理事】 そうです。

【菅谷専門委員】 それ以外が一般衛星放送で、では、ここでは、特別衛星放送についても放送時間の公表については慎重な検討が必要であると。

【林専務理事】 公表が必要であるということが、もうひとつ私どもとしてすとんと落ちてこないということを申し上げました。

【菅谷専門委員】 その理由としては。

【林専務理事】 もともとこの点を書かれた背景には、総合放送が念頭に大きくあったのではないかと私どもには感じられるわけですが、間違っていたら申しわけないのですが。

【菅谷専門委員】 その点ですね。総合性がない部分については、放送時間の公表は慎重な検討が必要であるというお考えですか。

【林専務理事】 もうひとつ意味もわからないということも含めてですけれども。

【菅谷専門委員】 わかりました。

【長谷部主査】 よろしゅうございますか。村上委員、お願いします。

【村上委員】 同じところで、③の2つ目の「・」で「種別の定義と判断は誰が行うのか」という問題提起をしておられるのですが、この取りまとめの方向性（案）の書き方は、自主自律の原則に従ってということなのですが、それでは伝わりませんか。

【林専務理事】 ただ、どうなのでしょう。

【村上委員】 種別の定義を行うのは放送事業者ということなのですが。

【林専務理事】 だけど、皆さんがそれぞれ、同じ言葉であっても異なる定義で分類されて、それを一般視聴者が比較するのさどういものなのかと感じるところがあるわけです。

【村上委員】 その有効性について慎重な検討が必要だということですか。

【林専務理事】 はい。そう思っています。

【長谷部主査】 多賀谷委員、お願いします。

【多賀谷専門委員】 私の理解では、だからこそ、要するに専門放送も含めて、それぞれが独自の基準でもってカテゴリーにすると混乱するだろうと。だから、それも含めてすべて公開して、公開すれば、違う分類をしていけば、それはおかしいということで、自律的におそらく標準はできるだろうと、そういう趣旨で公開が必要だということだと思っております。

【林専務理事】 そうなのですか。

【長谷部主査】 長田委員、お願いします。

【長田専門委員】 同じところなのですけれども、専門放送で例えば区別しているではないかとおっしゃっておられましたよね。だとしたら、それがそのように公開されることに何か問題が、これは教養ですとか、これは何とかですと公表しても何ら問題がないように思うのですけれども。「専門放送にも求める理由は何か」とおっしゃっている意味が正直よくわからないのですが。

【林専務理事】 専門放送はそういう形で最初から公表しているというか、自分に名札をつけているというか、そういう形でやっているものが多いものですから、あえてそれで公表ということになると、その中をまたさらに分類しろという話なのか、もうひとつよくわからないということなのですが。

【長谷部主査】 そのこのところは、まさに看板どおりのことを本当にやっておられれば、問題はないということだとは思っているのですけれども。

【林専務理事】 1回この委員会でも話題になったことがあったかと聞いていますが、野球と聞いて加入されたら野球をやっていなかったという話が出たかと伺っているのですけれども、基本的には、季節要因は別にすれば、野球といえば、スポーツという分類の中で野球を主にやっているということを、どのように分類しろというのか、今のスポーツの中の、やれ野球なのか、どうなのかという分類をしろということなのか、それもよくわからないのですが。

【長谷部主査】 そのあたりはなるべくわかりやすいように考えてということなのかもしれないかなと思います。

ほかにはいかがでございましょう。

そういたしましたら、そろそろ時間にもなってまいりましたので、衛星放送協会様との意見交換はこのあたりにいたしたいと存じます。本日はお忙しい中ご参加いただきまして、どうもありがとうございました。

それでは、3番目にご説明をお願いしております方をご紹介します。スカパー J S A T 株式会社取締役執行役員副社長の永井裕様からご意見をちょうだいいたします。よろしく願い申し上げます。

ウ スカパー J S A T 株式会社

【永井副社長】 紹介に預かりましたスカパー J S A T 株式会社の永井でございます。資料に沿いまして、今回の取りまとめの方向性（案）につきまして弊社の意見を述べさせていただきます。

まず2ページ目ですけれども、総論ですが、本取りまとめの方向性（案）に示されました法体系見直しの全体的方向性につきましては、賛同いたします。

特に、見直しに当たって、3つの目的として示されております以下の3点、同様のサービスには同様の規律が適用されるよう、制度の大括り化・簡素化を行う。2番目、迅速かつ柔軟な事業展開を促進し、経営の選択肢を拡大する制度の整備。③、利用者・受信者の利益の保護のこの3

点につきましては、大いに賛同いたします。

本日は、この上記目的を実現する上で本取りまとめの方向性（案）に補足すべき点と、弊社が考える事項につきまして、以下の5点の規律ごとに意見を述べさせていただきます。

3 ページですけれども、最初に伝送設備規律ですが、(1)～(4)において取りまとめの方向性（案）が示されております。これにつきましては私ども基本的に賛同いたしますけれども、今後も検討を進める中で見直しをすべき事項が新たに提案されることも予想されますために、本取りまとめの方向性（案）の事項に限定されることなく、必要に応じて、さらなる規制緩和についても広く検討を進めていただくことを要望いたします。

4 ページですけれども、伝送サービス規律についてです。本規律につきましても、基本的な再編の方向性については賛同いたします。

ただし、(1) ③で述べられております現行の受託放送役務に関する規律につきまして、「現行の受託放送制度に準じた制度を整備するに当たっては、(中略)一般の伝送サービス規律（現行の法体系では電気通信事業法）のすべての規定を適用することは不相当であり、個々の規律ごとに適用の是非を判断することが適当である」と述べられておりますけれども、この具体的な適用範囲等につきまして、早急にご検討いただくことを要望いたします。

次に、(3) の放送・有線放送の安全・信頼性の確保についてでございますが、「放送・有線放送について、重大事故の報告義務、設備の維持義務等に係る規定を整備することが適当である」と述べられております。これにつきましては、当該放送の社会的影響力等を勘案した上で、個々の事業者にとって過度な負担とならないよう規定を整備いただくことを要望いたします。

次に5 ページのコンテンツ規律についてでございます。一定のメディアサービスを確保するための規律について、(3) の①のイに「一般衛星放送は、(放送普及)基本計画の対象外」とすることは、多様なコンテンツ展開や事業展開が可能となることから、賛同いたします。

経営の選択肢の拡大について、(3) の②のアに「すべての放送について、放送施設の設置と放送の業務をそれぞれ別々の行政手続きとし、その一致又は分離の別を事業者が選択可能」とすることは、事業者の経営の選択肢の拡大につながることから、賛同いたします。

次に、6 ページ目のコンテンツ規律についてです。番組規律についてですけれども、(3) の③に「その放送メディアの機能・役割を踏まえた方向性に沿って、個々の番組規律を再構成する」ことは、各放送メディアの特性にあった規律となることから、賛同いたします。

ただし、基本計画の対象である放送であっても、「専門的情報の提供」を中心とした機能・役割を担うことが期待されるような放送や、その放送メディア全体で多様な放送番組を確保しようという放送の場合、個々の番組においては調和原則の適用除外等の緩和が想定されます。そうした点を踏まえ、と、「放送番組ごとの種別、放送時間等の公表を求める制度導入」の是非については、放送事業者の意見も踏まえて、慎重に検討すべきと考えます。

また、基本計画の対象でない放送については、一定数のチャンネル全体で番組準則を満たすことでも可とするような規律の緩和も検討いただくことを要望いたします。

次に、表現の自由享有基準についてですが、(3) の④アに「多元性」「多様性」「地域性」の確

保に大きな支障を及ぼさない範囲で、必要に応じて、その緩和を検討することに賛同いたします。

特に、イの各論で示された「基本計画の対象としない放送の表現の自由享有基準の見直し」については、いわゆるマスメディア集中排除原則の適用除外を含む、大幅な緩和を要望いたします。

次に7ページ目のプラットフォーム規律についてです。有料放送管理事業に係る規律、いわゆるプラットフォーム規律をコンテンツ規律と位置づけると記載してございますけれども、こういう形の位置づけでもよいと考えますが、既存の有線テレビ放送事業者や限定受信システム（CAS）のサービスの提供者に加え、IP放送や新たな地上波のマルチメディア放送等において、新たな有料放送管理業務の提供者の登場も想定される中で、具体的にどのような規律をどのような事業者に適用させるのかについては、慎重な検討が必要と考えます。

その上で、同様のサービスを提供する事業者には、同様の規律が適用されるよう、規律を整備いただくということを要望いたします。

最後のページですけれども、利用者利益の確保・向上のための規律につきましてですが、有料放送に係るプラットフォーム事業者に対しましては、国内受信者に対する有料放送の役務の提供に係る料金・提供条件等を明らかにする措置、国内受信者の苦情及び問合せを適切かつ迅速に処理する措置、有料放送管理業務の適正かつ確実な運営を確保するために必要な措置の、この3つを講じて、これらの措置を含む業務の実施方針を策定・公表することを規定しておりますけれども、これは放送法における有料放送管理事業に係る規律のみですが、既存の有線テレビ放送事業者や限定受信システム（CAS）サービスの提供者、IP放送や新たな地上波（マルチメディア）放送等においても、有料放送管理事業者としての同様の規律が整備されるよう、利用者保護規律を整備いただくよう要望いたします。

以上でございます。

【長谷部主査】 どうもありがとうございました。それでは、意見交換に移りたいと存じます。ご質問等ございましたら、よろしく願いいたします。

菅谷委員、お願いします。

【菅谷専門委員】 先ほど前の方が質問したところと同じ箇所ですけれども、6ページの番組規律についての（3）の③で3行目、「但し、基本計画の対象である放送であっても」というところで、「専門的情報の提供を中心とした機能・役割を担うことが期待されるような放送」、これはわかるのですが、その次に「放送メディア全体で多様な放送番組を確保しようという放送」、これはどういう放送を具体的に想定されているのですか。

【永井副社長】 スカパーでやっておりますような多チャンネルの放送の場合に、個々の番組の内容は非常に専門性の高い、あるいはどこかのジャンルに偏ったものだとしても、全体を見れば、いわゆる調和原則にのっとっているように見えるというものを考えた場合に、個別の放送番組ごとにどういう種別であるとか、どういう放送時間にどういう放送をやっているというふうな、いわゆる番組情報を公表することに、個別の総合放送と比べて、全体でそういう機能を果たしている場合には、個別のものを公表することにどういう意味合いを持たせるのかということ述べているということです。

【菅谷専門委員】 個別のチャンネルは専門放送なので、専門放送だからあえて番組種別を公表する必要がないのではないかということですね。

【永井副社長】 そうです。先ほどの議論と似たような点だと思います。

【菅谷専門委員】 ということで言うと、基本計画の対象である放送でも、総合的な放送と専門的放送と、多少区分して考えたほうがいいのではないかという考え方ですか。

【永井副社長】 基本的にはそういうことですね。

【菅谷専門委員】 わかりました。

【長谷部主査】 長田委員、お願いします。

【長田専門委員】 一つは質問なのですが、4ページの一番下のところ、安全・信頼性の確保のところ、「当該放送の社会的影響力等を勘案した上で」と書いてあるのですが、ここをもう少しわかるように説明していただきたいということと、先ほど菅谷先生がおっしゃっていた公表のところなのですが、だからこそ放送メディア全体でそういうふうに番組がきちんと調和しているのかということを見るためには、公表していただかないと結局わかりにくくなると思いますが、専門チャンネルであれば、そのことでここは教養だ、娯楽だというふうに、むしろ公表しやすいのではないかと思うのですが、どうしてそこにこだわられるのかをもう少しわかりやすく教えていただきたいです。

【永井副社長】 まず4ページのほうですけれども、重大事項等の報告義務についてはあまり問題ないのですけれども、設備の維持といった場合に、安全性・信頼性を確保するという観点でいいますと、設備の障害時にも継続的に放送等ができるようにということで、予備の設備であるとか個別の設備の信頼性等について、あまり過大な要求をされますと、その負担が重くなるということですね。具体的には、予備の設備をどの程度置くのかとか、それは社会的影響度に応じて、それぞれの事業者の判断においてある程度対処させていただけるのではないかなど。

要するに、あまりに現実に予備の台数がこのぐらいでなければいけないとか、信頼性はこのぐらい確保しなければいけないというようなことを厳格に決められますと、負担が過大になるおそれがあるということでございます。

【長田専門委員】 過大な負担のほうはわかるのです。社会的影響力が大きいとか小さいとかいうのは何をもってなのか、ごめんなさい、私にはよくわかりません。

【永井副社長】 それは、言ってみれば、地上波放送と衛星放送の違いというようなことかと思えます。

【長田専門委員】 一般衛星放送の場合、有料で契約をしている契約者に対する社会的責任みたいなものを勘案すると、社会的影響力はあまり変わらないように思うのですが、そうとはお考えになっていないということですか。

【永井副社長】 社会的影響力はそれなりにあると認識しておりますけれども、すべての地上波、BS、110度の放送、それから124、128の放送ですね、これらがすべて同じような放送の信頼性を持たなければいけないという形で、設備等についても厳格な信頼性等を要求されることは、かなり負担になるのではないかということです。

それから、先ほどの件、もう一点のほうですけれども、基本的には、特に公表することに問題があるという指摘ではなくて、先ほど意見もあったのですけれども、単チャンネルで同じ種類の放送をやっているものに対して、番組ごとの種別であるとか放送時間等を公表することにあまり意味がないのではないかという趣旨でして、放送事業者様のご意見も聞く必要がありますが、公表したくないと言っているわけではないです。

【長田専門委員】 公表することに意味があれば、公表してくださいと。

【永井副社長】 そうですね。

【長谷部主査】 ほかにいかがでしょうか。大谷委員、お願いします。

【大谷専門委員】 ありがとうございます。資料で申し上げますと6ページになりますが、(3)の③の番組規律の「また」以下のところなのですけれども、私はこの規律の緩和についてはあまり賛成の立場をとっていないのですが、一定数のチャンネル全体で番組準則を満たすということは、例えば、政治的公平とか論点多角性を一つのチャンネルでは満たさないことを可能にするというお考えだと思うのですが、それを実現することによる社会的な利益が、どんなところにあるとお考えかをお伺いしたいと思います。

事業者には何らかの利益は考えられると思うのですが、社会的な利益とかについてお考えがありましたら、お聞かせいただきたいと思います。

【永井副社長】 番組準則で不偏不党といいますか、そういった形で個別のチャンネルであるものだけを流すということについては問題があるかと思えますけれども、多様な意見が全体として国民に提供できるということは、それなりに多様な意見をみんなが理解できるということで、意味があるのではないかと、基本的にはそういうことです。

ですから、一つに偏ったものをやることについては問題があると思えますけれども、多様な意見を国民に提供する、それによっていろいろな意見の中での判断をするということは意義があるのではないかと思います。

【大谷専門委員】 ありがとうございます。一つのチャンネルの中でそういう多様な意見を流すことをお考えになっているということで、複数のチャンネルではないと考えてよろしいですか。

【永井副社長】 いえ、一つのチャンネルはある特定の内容になるかと思えますけれども、それが複数、偏らない形で複数寄った場合には、全体としてこの番組準則を満たすのではないかと、いうことを申し上げました。

【長谷部主査】 それは一事業者が幾つかのチャンネルを経営しているときには、その複数のチャンネルの間でバランスがとれているという、そういうメタのレベルの規律を前提としておられるということになりますね。

【永井副社長】 そういうことです。そういう考え方もできるのではないかと、いう提案でございます。

【大谷専門委員】 そういうお考え方もあるということで、承ります。

【長谷部主査】 ほかに。國領委員、お願いいたします。

【國領専門委員】 7ページのことなのですけれども、「慎重な検討」とまたここにも書いてあ

って、懸念されていることがどういうことなのかをお伺いしたいということと、次のページに3つ講ずるべき措置が書いてあって、これがみんなで一律であればいいようなニュアンスを書かれていらっしやるんですけれども。

【永井副社長】 7ページと8ページは基本的に同じことを言っておるのですけれども、現在、いわゆる有料放送管理事業、いわゆるプラットフォームという立場で議論されているのは、弊社（スカパーJ S A T）のプラットフォーム事業だけでございまして、そういう観点で言いますと、実は、先ほどの議論もありましたけれども、有線テレビ放送事業者さんであるとか、コンディショナルアクセスを管理されている限定受信システムサービスの会社であるとか、あるいは今後出てくるであろうI P放送、あるいは地上波を使ったマルチメディア放送、これについても、私どもがやっているのと同じようなプラットフォーム機能を持つ事業者は出てくるだろうと。

ですから、こういったものについては、同様のサービスを提供するのであれば同様の規律が適用されるべきということで、実際にこの規律が適用されているのは現時点におきましては弊社だけということで、その点、最初の議論にありましたように、同様のサービスを提供する事業者には同様の規律が適用されるという原則をぜひ適用していただきたいというのが、最後に書いてございます利用者利益の確保向上ための観点からも、それが必要ではないかということをお願いしているわけです。

【長谷部主査】 よろしゅうございますでしょうか。

それでは、そろそろ時間になってまいりましたので、スカパーJ S A T様との意見交換はこのあたりにいたしたいと存じます。本日はお忙しい中ご参加いただきまして、本当にどうもありがとうございました。

それでは、4番目にご説明をお願いしている方をご紹介します。社団法人日本ケーブルテレビ連盟理事長代行専務理事の石橋庸敏様より、ご意見をちょうだいいたします。よろしくお願ひ申し上げます。

エ 社団法人日本ケーブルテレビ連盟

【石橋専務理事】 石橋でございます。ご説明させていただきます。

資料のまず2ページでございますが、最初の文は割愛させていただきます。本取りまとめ（案）のケーブルテレビに関する事項につきましては、基本的に総じて賛意を表すものであります。ただし、個別事項に関しまして、制度設計の際にご留意いただければという点につきまして、以下申し述べさせていただきますと思います。

次、3ページ目でございます。ページ7、8に記載のございます現行の有線テレビジョン放送設備に対する施設の使用の承諾義務につきまして、これはいわゆるチャンネルリースでございますが、我々の意見は、義務づけを廃止して、一般的な伝送サービス規律の中で規律を受けるという基本的な方向に賛成します。

ただし、現在実施している事業者に対しては、これはまとめの中にも記載されておりますが、具体的制度設計に当たっては、事業者の事業の実状を十分に勘案し、経過措置あるいは適用除外

等の措置を講じていただければありがたいと考えます。

次に4ページ目でございます。これは取りまとめの方向性（案）の8ページ～9ページでございますが、放送施設の設置にかかわる許可制を廃止し、登録制とする方向性については、より柔軟な事業展開を可能とする視点からの提言であり、基本的には賛成いたします。

しかし、具体的な制度設計に際しましては、これもまとめの中に記載がございますが、一定の技術レベルの確保やクリームスキミングの防止、さらには、後ほど申し上げますが、コンテンツ面での受信者利益の保護等々にご留意いただければと思っております。

次に5ページ目でございます。これは本文の9ページのところ、放送施設の譲渡及び合併等に係る認可制については廃止することが提言されておりますが、基本的な方向性に賛成いたします。

ただし、具体的な制度設計に際しましては、一定の適格性を審査することにより、安易な譲渡、廃止を防止するなど、受信者保護を図ることができるような規定が必要と考えます。譲渡後も引き続き、安定したサービスを確保することが非常に重要でございまして、基本的には、登録時と同等の規律が必要ではないかと考えています。

それから、国等の配慮については、これは賛成でございます。

次にページ6でございます。これは取りまとめの方向性（案）のページ12～13にかけてのコンテンツ規律に関するものでございますが、左側に本文の項目を書いております。我々の意見といたしましては、ケーブルテレビは地上波の再送信並びに地域の行政情報の発信など、地域に密着した一定の公共性を持った放送を行っており、登録制になって単純な規制緩和のみを行えば、実質的に参入退出が柔軟になるという反面、それが過度になりますと受信者利益の保護に懸念が生ずると考えております。

したがって、具体的な制度設計に際しましては、基本計画の対象となる放送と同様に、我々に期待されている役割を十分に果たし、受信者を保護し得る措置が必要ではないかと考えております。

続いて7ページ目でございます。これは本文の16～17ページのところでございますが、再送信制度の在り方でございます。裁定制度につきましては、「受信者の利益」の確保、難視聴地域等における地上放送の再送信メディアとしての意義、及び、現在ガイドラインに基づき関係者間で協議中のため、引き続き当制度を維持する旨の提言となったものと我々は理解しておりまして、その基本的な方向性には賛成いたします。

ここで意見として記述しておりませんが、同ページの義務再送信についても提言に賛同いたします。今後とも放送事業者との協議を基本として、問題解決に努め、受信者の利益の確保を図ってまいりたいと考えております。

最後の8ページ目ですが、紛争処理機能の拡大について、我々に関係する再送信についての紛争処理ということで意見を申し述べさせていただいております。右側の欄にございますとおり、昭和61年までは斡旋制度がありましたが、61年以降大臣裁定制度に変わったという経緯がございます。

それから、区域外再送信につきましては、事案ごとにその地域固有の事情があります。現在の

紛争処理委員会は電気通信事業法を対象としているわけで、当然のことながら、広域で一律のサービスを基本とするものでございまして、我々が抱える紛争処理事案とは性質が異なると考えております。

したがって、本案でのご提言の意図することはわかりますが、もしこれが実効性のないものになれば、さらにその屋上屋を重ねるということで、これは決してプラスにはならないのではないかと思います。

現在はガイドラインに沿ってやっているわけですが、各地で協議を行うことを基本として、協議が整わない場合に総合通信局に対して申請を行うという現行の大臣裁定制度は、適当と我々は考えております。

ちなみに、過去といいますか、あるいは現在もそういう事例がないことはないのですが、紛争案件につきましては総通局では両関係者から意見を聴取しております。これは裁定事案かどうかも含めてご検討されているのではないかと思います。その過程で両者からいろいろと話を聞きますので、結果として仲裁機能のようなものが発揮されていることもあることを申し添えておきたいと思っております。

以上です。

【長谷部主査】 どうもありがとうございました。それでは、委員の皆様との意見交換に移りたいと存じます。清原委員、お願いいたします。

【清原委員】 ありがとうございます。三鷹市長の清原です。大変貴重なご意見ありがとうございました。4ページから6ページにかけてのご意見についてご質問をさせていただきます。

基本的には、許可制を廃止し、登録制とする方向性については、賛成するというお立場での制度設計についてのご意見の中で、例えば、伝送サービス規律については一定の技術レベルの確保が必要であるということ、また、放送施設の譲渡や合併等については、サービスの質の確保のためにも、一定の適格性を判断することが必要であること、さらにはコンテンツ規律の際には、まさにケーブルテレビの意義を整理されているわけですが、地域の行政情報の発信など、地域に密着した一定の公共性を持った放送を行っているので、登録制にして単純な規制緩和ではなくて、受益者利益の確保に対して一定の措置が必要であると記述されています。

私は、自治体の立場でございまして、自治体では多くの場合、ケーブルテレビでいわゆる「コミュニティチャンネル」を利用して行政情報を提供させていただくなどの経過がありますので、こうした記述をしていただくのは大変心強いと思うのですが、連盟のほうで具体的に登録制については賛同しつつも、どのような措置をすれば、ご指摘のような点が伝送サービス規律においてもコンテンツ規律においても確保できるとイメージされているか、何か現時点でのイメージがあれば、教えていただければありがたいと思っております。

以上です。

【石橋専務理事】 具体的には法律の専門家の皆様にお任せするのですが、イメージとしては、事業者の都合で勝手なことをすることがないような形、これは一言で言いますと、やはり視聴者保護という起点から物事を考えるということではないでしょうか。

そのためには一定の経営基盤が必要である。それから、社会的に信頼される事業体あるいは経営者であるというようなこと。それから、技術サービスあるいは技術レベルも一定のものを持っているということで、言ってみれば、変なことをしない会社ということだろうと。我々会員の中でも時々変なことがあり、その改善に努めているわけですが、私どがここで申し上げているのは、事業の都合だけから言いますと、自由性があつたほうがいいということになるわけですが、事業の特性を考えますと、そうはいかないと思います。やはり社会的な責務は相当増えてきていますから、事業者が少し不自由しても、視聴者の利益保護を重点、まず中心に考えて制度設計をすべきであると思います。

【清原委員】 ありがとうございます。かなり「受信者利益を」という要望を本日のご意見で言っていただきましたので、そういう意味で制度が柔軟化し、サービスが活性化するに当たっても、ケーブルテレビ事業者の「公共性」について留意していただいたのは大変貴重だと思います。ありがとうございます。

【長谷部主査】 ほかにいかがでございましょうか。菅谷委員、お願いします。

【菅谷専門委員】 2つほど質問があるのですが、1つ目は、今、ケーブルテレビ連盟さんのご意見の中にはなかったのですが、今日のヒアリングの中で、例えば、ケーブルテレビはプラットフォーム機能をあわせ持つ垂直・統合型事業ですとか、有料放送管理業務に近い事業を行っているのではないかというご意見もありましたけれども、それに対してどのように考えておられるかということ。

もう一つは、コミュニティ放送、自主放送ですね、これは現在のコンテンツ規律の中ですと、基本計画の対象でない放送ということになっておりますけれども、その点についても何かご意見があつたらお願いしたいのですけれども。

【石橋専務理事】 まず第1点目でございますが、私どもの事業は現在のスカパーさんのような契約の媒介だとか取次代理という事業ではございません。あくまでも放送を主体にした、しかも自らも番組を制作し放送を行っているというものでございます。そういうことから、有テレ法の中でいろいろな規律があります。料金に関する規律もございまして、役務の提供の義務も既に課されており、これ以上の規律を必要とするとは思いません。また、我々は放送事業者でありプラットフォーム事業者ではないと考えておりますので、先ほどのご両者のご意見には賛同できないということでございます。

それからもう一つの部分ですが、我々の場合は、今回のこの案でいきますと、基本計画の対象にはならないということでございますが、その本文のウの中に「基本計画の対象とならない放送についても、必要に応じて、その健全な発達を図るための基本的方針を明確にすることも考えられる」となっておりますので、その右側に書いてございましており、基本計画の対象となる放送と同様に、我々に期待されている役割を十分果たし、受信者を保護できるような措置をぜひお願いしたい、こういう趣旨でございます。

【長谷部主査】 よろしゅうございますか。村上委員、お願いします。

【村上委員】 確認だけですけれども、先ほどの4ページ、5ページのあたりに対する許可制

から登録制に移ることで、この原案の基本的な考え方は、事業戦略の展開は機動的にダイナミックにやれるようにしましょうと。だけど、利用者保護、受益者利益だとか技術基準については、しかるべきものが必要ですよという考え方なのですね。

ですから、事業戦略ダイナミズムを保持するということは、今の考え方のほうがよろしいのではないかということなのですから、4ページの記述は、そうではなくて、やはりその都度、審査的なことをきちっとやるべきだというお考えですか。

【石橋専務理事】 今の登録制につきましても、やはり一定の要件の審査はあると思います。ですから、それを少し変形させた形ですか、どうするのとは別にいたしまして、許可制と同じものをまた持ってくるという考えではもちろんありません。

【村上委員】 わかりました。

【長谷部主査】 ほかにいかがでしょうか。大谷委員、お願いします。

【大谷専門委員】 ありがとうございます。ご意見の中に書かれていなかったこととお伺いしたいのですが、受信者保護という観点をお出しいただいているのですが、安全性、その信頼性の確保という観点で、現在の電気通信事業法にあるような利用者への提供条件の説明、それから苦情処理など、既に自主規制で対応されていることも多いとは思いますが、例えば、事業の休廃止についての利用者への事前周知とか、そういった点については、同等の規律が適用されることについてもご賛同いただいているものと考えてよろしいのでしょうか。

【石橋専務理事】 はい、そのとおりです。

【大谷専門委員】 ありがとうございます。

【長谷部主査】 それでは、そろそろ時間になってまいりましたので、日本ケーブルテレビ連盟様との意見交換はこのあたりにいたしたいと存じます。本日はお忙しい中ご参加いただきまして、まことにありがとうございました。

それでは、本日最後にご説明をお願いしております方をご紹介します。社団法人日本民間放送連盟放送計画委員会委員長、株式会社テレビ朝日代表取締役社長、君和田正夫様、同放送計画委員会特別小委員長、株式会社TBSテレビ取締役副会長、城所賢一郎様、放送計画委員会特別小委員会委員、日本テレビ放送網株式会社取締役常務執行役員、田村信一様からご意見をちょうだいいたします。よろしく願い申し上げます。

オ 社団法人日本民間放送連盟

【民放連君和田委員長】 ご紹介いただきました君和田です。私たち3人で意見表明をさせていただきたいと思っております。私が全体的な、資料でいいますと1ページを申し上げまして、2ページ以降、城所、田村がご説明申し上げたいと思います。

まず第1に、今回の取りまとめの方向性（案）につきましても、今テレビ放送業界は大変厳しい状況にあるわけですが、将来の経営を考えたときに、経営の選択肢を拡大する方向が示されたことは大変歓迎したいと思っております。

電波の柔軟な利用を選択できるとか、放送設備の共有化とか、あるいは系列局、地方局の疲弊

ということを考えますと、この選択肢の拡大は大いに歓迎したいと思っております。

2点目は、我々は当初から、放送法を残すべくお願いしてきたわけですが、その我々の考えが放送関連4法案の集約に当たりまして、放送法の理念・目的をベースとすることも確認されたと思っております、ここも評価したいと思っております。

それから、先ほど申し上げました地域社会の中で放送が果たしている役割につきましても、明記されております。地域放送の重要性は、視聴者利益も考えまして、大変重要な点だと思っておりますので、ここも評価したいと思っております。

最後に、インターネット上の情報に対する規律が見送られたことも評価したいと思っております。

これ以降、制度化あるいは法制化に当たりまして、我々の要望がございますので、その点を城所、田村から申し上げたいと思います。

【民放連城所小委員長】 城所です。よろしくお願いたします。

まず、今、君和田委員長が申しましたように、大枠として経営の選択肢が広がったこと等々については評価をするものですが、連盟加盟社の中にはまだ不安や懸念が残っている面がございますので、そういう点をピックアップして申し述べさせていただきたいと思っております。

まず2ページ目に書きましたが、地上放送がハードとソフトの関連で、ソフト業務については認定制とされております。この認定又は再認定に当たって、放送の内容について行政の関与がこれまでより強まるのではないかという懸念や不安が加盟社の中にごございます。今後の法制化や制度の運用に当たりまして、このような懸念や不安を解消するよう留意していただきたいというのが1つ目のお願いでございます。

それから、「放送」という名称について、前回この委員会で意見を言わせていただいたときにもお願いいたしましたが、メディアサービスの範囲を従来の「放送」という概念に絞るとされているので、「放送」という名称を法令上も残していただきたいというのが2つ目のお願いであります。

次に、ショッピング番組につきまして3ページ目に書きましたが、商品紹介の手法等々、民放事業者が十分に注意しなければならない点が多々あることは当然承知しておりまして、また、ショッピング番組をなぜ教養番組に分類するのかといった番組の分類の仕方につきましても、ご批判があることは十分受け止めなければならないと考えております。

一方で、ショッピング番組自体は視聴者のニーズも大きく、不況の中で個人消費の牽引役ともなっている面がございます。また、地方局を中心に、我々の経営の収入の大切な部分であるというのも実情でございます。

番組の種別等の公表については、法律で義務化されるまでもなく、放送の自主自律の原則と、情報公開の必要も自覚しておりますので、私どもが自主的に行うことを検討したいと思っております。

ただ、それに際しまして、番組の種別について定義づけがあいまいな部分があるように感じておりますので、今、民放連でも内部にワーキンググループをつくりまして、どういう位置づけにするかを検討中でございます。

民放連の放送基準では、広告は、タイムCMやスポットCMといったコマーシャルを指してお

ります。したがって、民放連としてはショッピング番組が広告であるとは分類し難く、生活情報番組と分類しようと考えております。

「方向性(案)」の中で書かれている番組ジャンルについては、項目が無線局免許手続規則に書かれているジャンルと一致しており、そのジャンル分けが「例えば」という形で書かれていると思います。免許手続規則における「広告」は“商業案内”などとされていますが、民放連の放送基準における「CM」よりも多少幅広い位置づけになっております。この辺をどう仕分けをするかについて、私どもも鋭意検討いたしますが、検討委員会や総務省においても検討をお願いしたいと思っております。

それから同じく3ページ目ですが、地上放送のケーブルテレビ再送信における裁定制度については、民放連は従来から廃止していただきたいとお願いしてまいりました。民間同士のビジネスとしての交渉に委ねるべきだと考えております。また、電気通信事業紛争処理委員会につきましては「制度設計に取り組む」と書かれておりますが、どのような内容になるのかが目下明らかになっておりませんので、その内容が明らかにされるにしたがって、民放連としても対応や評価を考えたいと思っております。

4ページ目ですけれども、放送事故についてであります。放送事故の防止に向けた取組を常に続けなければいけないのは言うまでもないことであります。そして、設備の二重化や非常用電源について、テレビ中継局に関して言えば“プラン局”レベルの中継局についてはほぼ全国的に整備されています。

また、現在、2010年のロードマップ完成を目指して、全国でデジタル化の設備設置を最優先している最中ですので、今後の事故防止策の具体的な取組に当たっては、民放事業者の実情について十分に情報交換しながら検討していただきたいと考えております。

それからもう一つ、放送関連4法の集約の中で、既存のBS民放事業者の事業形態などに変更を強いることがないようにお願いしたい。現在BS民放事業者については、認定の期限がまいりますと、認定の「更新」というルールになっておりますが、新たな法体系においてこれが「再認定」、つまり認定のやり直しとなると、実質的に規制の強化になるのではないかという心配をしているところがございますので、この点についても留意していただきたいと思っております。

ちょっと長くなりましたが、以上です。

【長谷部主査】 どうもありがとうございました。それでは早速、意見交換に移ってまいりたいと存じます。ご意見、ご質問等、よろしく願いいたします。

舟田委員、お願いいたします。

【舟田専門委員】 またショッピング番組のことなので恐縮なのですが、前回私が申し上げたように、この点についてはちょっといかがかなと思ったので、お考えをお伺いしたいのですけれども。

放送法の51条の2で言っているのは、対価を得て広告放送を行う場合にはということですね。なぜかという、それは視聴者から見てそれは広告なのか、それとも情報番組なのかをはっきりわかるようにさせたいという規定の趣旨だと思うのですが、にもかかわらず、ショッピン

グ番組を生活情報番組としてこれからも考えているということをお聞きして、残念に思っているのですけれども。

ですから、従来は、タイム、スポットのようなCMを広告放送と理解していたとわかりますけれども、これだけショッピング番組が増えてきた場合に、それは、従来のタイム、スポットと違うからということだけでよろしいのか。

もしそういうことであれば、今日はヒアリングなので大変申しわけないのですけれども、自主的に行うのではちょっとまずいかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

【民放連城所小委員長】 この点については、民放連で広告という定義で行う放送のパーセンテージとか、様々な規律をつくっておりますので、どこに分類するかは総合的に考えないといけないなど。世間のご批判や生活センターなどへの苦情が増えていることも自覚しておりますので、先ほど申しましたけれども、民放連の中にチームをつくりまして検討しておりますので、さらに深く検討させていただいて、結論を出すようにしたいと思います。

【長谷部主査】 長田委員、お願いいたします。

【長田専門委員】 今の件で、一つは民放連で検討を現在していらっしゃるの、各放送局、民放連の中の皆さんが検討を多分しておられるのだと思うのですが、大きな問題は、視聴者がどう受け取っているのかということだと思うのですね、舟田先生のご指摘があったように。

ですので、その検討の場にぜひ視聴者も加えていただいて、みんなの意見を反映させていただいた形で検討していただかなければ、こうなりましたといくら言われても、それが自主自律の原則の下でも、我々がもし納得がいかない分類であれば、それは非常に問題ではないかと思えます。

それから、ショッピング番組だけではなく、最近の民間放送のいろいろな番組の中にはさりげなく、はっきりと商品がわかる、サービスがわかるような形でいろいろなものが紹介される率が非常に多くなっているのではないかなと思ひまして、そういうものも含めて、対価を得て流しておられるのかどうかよく我々にはわかりませんが、そういう目でも我々視聴者は最近の番組を見ているということもご理解いただいて、いろいろな幅広い声を聞いて検討していただきたいと思ひます。

【民放連君和田委員長】 ご意見はよくわかりました。これは番組の区分けだけの問題ではなくて、テレビ経営の我々の本質にかかわってくる問題になってきておりますので、ただいまのご意見も参考にしてお考えしていきたいと思ひます。

【長田専門委員】 特に地方局を中心に収入の大切な部分でもあり、ここまで書いていただいているということは、それだけ対価があるということなので、それは広告だろうと思うということをおし上げたいのと、4ページの⑤の事故のところなのですが、事故の防止について、先ほども衛星放送の方もおっしゃっていましたが、いろいろな設備の問題について負担がいろいろあるのですが、重大事故の報告については賛同していらっしゃるということで読んでよろしいのでしょうか。

【民放連田村委員】 放送事故の報告については、「方向性（案）」の中では、無線業務日誌で報告されているとされています。無線業務日誌は年2回、総務省に提出するもので、放送の運用

時間などを報告するわけですが、この日誌とは別に、今から40年以上前から、行政の指導に基づき、実際に事故があれば速やかに行政に報告するという運用ができております。

したがって、特に制度上どうこうということはないのですが、強いて申し上げるのであれば、現在行っていること以上に過度な負担にならないように、ぜひお願いしたいと思います。

【長田専門委員】 電気通信事業者の皆さんみたいに、重大な事故を報告した後に、我々国民にもそれがわかるような形に、今、放送もなっているということですか。

【民放連田村委員】 報告義務が制度化されていなくとも、放送事業者は事故があったことを総合通信局に報告をしているということでございます。

【長谷部主査】 ほかにいかががございましょうか。菅谷委員、お願いします。

【菅谷専門委員】 ショッピングチャンネルは、民放連加盟社以外でも24時間ショッピングチャンネルというのもありますし、かなり地上波、衛星含めて全体的な問題だと思いますので、民間サイドでぜひそこら辺も含めて総合的に検討していただきたいと思います。

【長谷部主査】 ご意見ということですね。ほかにいかががございましょうか。

大谷委員、お願いいたします。

【大谷専門委員】 資料の3ページの④で裁定制度についてのご意見を書いているのですが、民間同士の交渉では、現行、ガイドライン上の協議ルールに従った協議を進められているということで、それなりに民間同士の交渉が順調に進んでいる実態があるかと思うのですが、その背景にやはり裁定制度があるから、協議ルールが有効に働いているという認識もしております。裁定制度なしに協議ルールが実効性を持つためのやり方を何かイメージされているのであれば、ご紹介いただきたいと思ひまして、ご質問させていただきました。

【民放連城所小委員長】 ケーブル事業者さんも地域において、非常に企業としてビジネスとしても成長してきており、影響力も大きくなっている。したがって、民放事業者としては、ビジネスの問題として、民放で再送信についても話し合うのが適当であると考えているわけです。

【新美委員】 そうしますと、交渉が決裂したら裁判所に持っていくというご判断なのでしょうか。

【民放連城所小委員長】 極端なことを言えばそうですけれども、これまでも実際に裁定に持ち込まれたことはほとんどなく、どなたかが仲介に入ってくださることも往々にしてありますが、最終的には民放で話がつくケースが多いわけでありまして。理論上は裁判ももちろんあるかもしれませんが、民放であくまでもビジネスとしてけりをつけていくべきものだと考えております。

【長谷部主査】 ほかにいかががございましょうか。

それでは、そろそろ時間でもございますので、日本民間放送連盟様との意見交換、このあたりにいたしたいと存じます。本日はお忙しい中ご参加いただきまして、どうもまことにありがとうございました。

続きまして、事務局より、今後のスケジュール（案）についてのご説明をお願いいたします。

(3) 今後のスケジュール、次回会合、閉会

【秋本融合戦略企画官】 それでは、資料7をご覧いただきたいと思います。

明朝体で記載してございます前回6月1日の会合と本日6月9日のヒアリング、この両委員会の会合を踏まえまして、私ども事務局で取りまとめの方向性（案）について所要の修正を施し、来週月曜日になりますが、15日の次回委員会に提出いたしたいと思っておりますので、ご審議をお願いしたいと思います。

また、委員の皆様には6月23日の日程も確保していただくようお願いをしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

この委員会の上に位置いたします情報通信政策部会が7月6日に予定されておりますので、その時点におけます当委員会の検討状況・審議状況をご報告することが必要になってまいります。

また、同じ週の7月10日には総会も予定されておりますので、同様に当委員会の検討・審議状況をご報告し、審議をいただくという手順も必要になってまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

【長谷部主査】 どうもありがとうございました。

このスケジュール（案）につきまして、何かご意見等ございますでしょうか。こんなスケジュールは到底のめないとわれたら困ってしまうのですが。

それでは、次回の6月15日の委員会、これは本日それから前回の委員会でのご審議を踏まえまして、答申（案）を取りまとめてまいります。引き続き審議を行いたいと存じます。私の腹づもりとしては、できれば15日で大体のところをまとめれば、とてもいいなと思っているのですが、ただ、15日の委員会で審議を尽くせない場合に備えまして、6月23日も開催を一応予定をさせていただければと存じます。

今もご紹介がございました7月6日に情報通信政策部会、それから7月10日には情報通信審議会総会が予定されております。この部会と総会において当委員会の審議状況をどのように報告するか、これにつきましても、6月23日の当委員会までで、できれば私にご一任をいただくという手順で取り進めさせていただければと、そういうことを想定しております。ということでよろしゅうございますでしょうか。

どうも異議がないようでございますので、本日の審議は以上でございますが、最後に全体を通じて何かございませんようでしたら、本日の審議はこれにて終了いたします。

次回の第19回の会合ですが、来週の6月15日（月）17時から、本日と同じこの会議室で開催いたします。

最後に秋本さん、何かございますか。

【秋本融合戦略企画官】 いや、特にございません。

【長谷部主査】 そうですか。それでは、これをもちまして、「通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会（第18回）」を閉会いたします。どうもありがとうございました。

以上